

第10期高齢者総合プラン基礎調査分析及び策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 契約件名等

仕様書番号 7各高介第226号

契約件名 第10期高齢者総合プラン基礎調査分析及び策定業務委託

2 業務概要

- (1) 業務内容 第10期高齢者総合プラン（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）にかかる基礎調査分析及び策定業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務委託料上限額 7,333,000 円（消費税及び地方消費税込み）
（令和7年度 3,880,000 円 令和8年度 3,453,000 円）

3 参加資格

- (1) 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者であること。
- (4) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 プロポーザルに係る質問及び回答

- (1) 提出書類 質問書
- (2) 提出期限 令和7年8月27日（水） 午後4時（必着）
- (3) 提出先 各務原市健康福祉部高齢介護課
- (4) 提出方法 持参、郵送、メール又はFAX
- (5) 回答 令和7年9月2日（火） メール又はFAXにより回答

5 参加の申込み等

- (1) 提出書類 プロポーザル参加意思表明書
- (2) 提出期限 令和7年9月5日（金） 午後4時（必着）
- (3) 提出先 各務原市健康福祉部高齢介護課
- (4) 提出方法 持参又は郵送

6 業務提案書等の提出

(1) 業務提案書の内容

- ・本市の高齢者福祉に対する貴社の考え方
 - ・基礎調査に対するの考え方
 - ・各調査対象者に対する調査設問の考え方、構成、内容
- | | | |
|-------|--------------|--------|
| 調査対象者 | 一般高齢者 | 2,000名 |
| | 居宅要支援・要介護認定者 | 600名 |
| | 施設介護サービス利用者 | 300名 |
| | 居宅介護支援専門員 | 100名 |
- ・集計・分析の考え方、手法
 - ・報告書の編集方法、構成イメージ
 - ・作業工程及び業務実施体制
 - ・第10期計画に対するの考え方
 - ・第10期計画の重点ポイント
 - ・計画書の編集方法、構成イメージ

(2) 提出書類

- ・業務提案書（様式自由）
- ・会社概要、過去5年以内の福祉関係の計画策定業務の実績（年度、業務名、業務概要、発注者）
- ・経費見積書（別紙委託仕様書にかかる経費）

(3) 提出部数 正本1部（代表者印押印）、副本6部

(4) 提出期限 令和7年9月18日（木） 午後4時（必着）

(5) 提出先 各務原市健康福祉部高齢介護課

(6) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限日必着）

7 評価及び選定結果

(1) 評価

下記の評価基準に基づき、評価委員会にて評価を行う。

- ① 業務経歴
- ② 本市の高齢者福祉の理解度
- ③ 基礎調査の着眼点
- ④ 調査設問の内容
- ⑤ 集計・分析手法
- ⑥ 報告書の編集方法
- ⑦ 第10期計画の着眼点
- ⑧ 第10期計画の独自性
- ⑨ 第10期計画書の編集方法
- ⑩ 見積額

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

- ア 実施予定日 令和7年10月1日(水) 開始日時は、各提案者に別途通知する。
- イ 実施場所 各務原市役所 本庁舎会議室4-3
各務原市那加桜町1丁目69番地
- ウ 実施方法 プレゼンテーション(20分)、ヒアリング(15分)
プレゼンテーションについては、自由形式とし、希望する参加事業者は電子機器を用いて行うことができる。プレゼンテーションで使用する機器(プロジェクター・スクリーン・パソコン・延長コード等)は、参加事業者において用意すること。

(3) 選定結果

提案者の中から、点数が最上位のものを「提案採用者」として決定する。ただし、あらかじめ定めた基準点以上の者とする。

選定結果については、全提案者に郵送で通知する。なお、評価結果については、異議を申し立てることはできないこととする。

8 日程

- 令和7年 8月 上旬 : 市ウェブサイトにて募集案内を掲載
- 令和7年 8月27日(水) 午後4時 : 質問書提出期限
- 令和7年 9月 2日(火) : 質問に対する回答
- 令和7年 9月 5日(金) 午後4時 : 参加意思表明書提出期限
- 令和7年 9月18日(木) 午後4時 : 提案書提出期限
- 令和7年10月 1日(水) : プレゼンテーション及びヒアリング
- 令和7年10月下旬頃 : 評価結果の通知
- 令和7年10月下旬頃 : 契約締結予定日

9 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。
ただし、事業費については2の(3)で示した上限額を超えることはない。
- (2) 「10 資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は次点の提案者との協議を行うことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

10 資格喪失

- (1) 提出された提案書に虚偽があった場合は、その提案者のプロポーザルを無効とするとともに委員会において選定を見合わせるものとする。
- (2) プロポーザル参加意思表明書の提出後、契約締結までの手続き期間中に入札参加資格停止となった場合は、以降の本案に関する手続きの参加資格を失うものとする。また受託候補者として選定

されている場合は次順位のものとし手続きを行う。

- (3) 本要領で定める資格要件を満たさないこととなったときは、以降の本案に関する手続きの参加資格を失うものとする。
- (4) 「9 契約事項(1)」で行う協議が整わないときは、以降の本案に関する手続きの参加資格を失うものとする。

1.1 その他

- (1) 本件プロポーザルに要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、各務原市情報公開条例(平成11年条例第2号)に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第6条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。
- (3) 決定した提案書以外の提案書は、当該提案者に返却する。
- (4) 注意事項

ア 全ての提出期間には、土曜日、日曜日及び祝日を含まない。

イ 提出期間における受付時間は、午前9時～正午及び午後1時～午後4時までの間とする。

ウ 書類等の提出および連絡方法は、各項目所定の方法で行うこと。

エ 提供資料

- ・第9期高齢者総合プラン
- ・各務原市高齢者福祉・介護保険サービスに関する調査報告書
- ・高齢者福祉の手引き

※関連計画の各務原市総合計画、地域福祉計画は、本市ウェブサイトで閲覧することができます。

1.2 担当連絡先

各務原市健康福祉部高齢介護課高齢福祉係(担当:高橋、岩本)

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL: 058-383-1779

FAX: 058-383-6365

E-mail: kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp